

特別養護老人ホーム王慈園料金表

多

床

室

(単位：円)

平成 30 年 4 月更新

<2 割負担の方>

○従来型多床室 (第 4 段階)

	介護保険 2 割負担		実費負担分		1 日の利用料	※30 日		※30 日 処遇改善加算
	利用料金	加算合計	食費	居住費		1 ヶ月の利用料		
要介護 1	1,114	170	1,500	840	3,624	108,960	3,217	
要介護 2	1,250	170	1,500	840	3,760	113,040	3,556	
要介護 3	1,390	170	1,500	840	3,900	117,240	3,904	
要介護 4	1,526	170	1,500	840	4,036	121,320	4,243	
要介護 5	1,658	170	1,500	840	4,168	125,280	4,572	

介護保険の自己負担が 2 割となる「一定以上所得者」の判断基準として

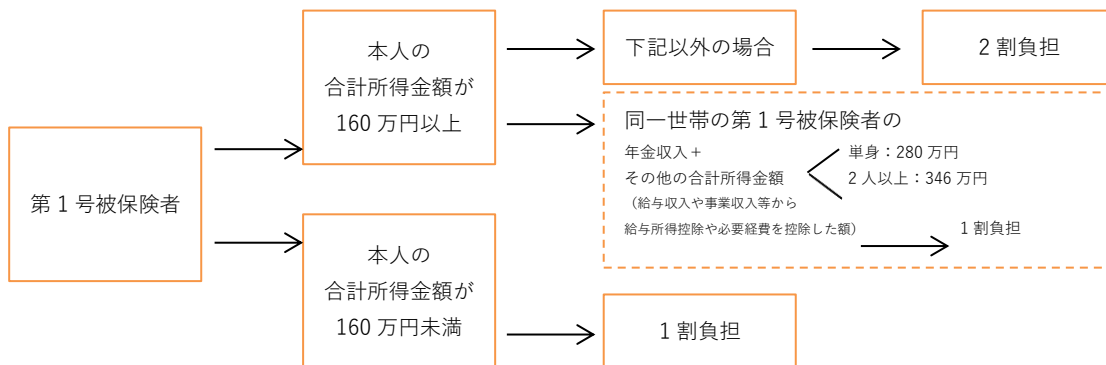
○介護保険の自己負担が 2 割となる一定以上所得者については、基本的に第 1 号被保険者である高齢者本人の合計所得金額(※1)により判定を行い、世帯の中でも基準以上 (160 万円以上 (※2) 年金収入に換算すると 280 万円以上) の所得を有する方のみ利用者負担を引き上げることとする。

○しかしながら、

- ・その方の収入が給与収入、事業収入や不動産収入といった年金収入以外の収入を中心とする場合には、実質的な所得が 280 万円に満たないケースがあること
- ・夫婦世帯の場合には、配偶者の年金が低く、世帯としての負担能力が低いケースがあることから、以下のようにその世帯の第 1 号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で 280 万円、2 人以上世帯で 346 万円 (※3) 未満の場合は、1 割負担に戻すこととする。

基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額

※3 280 万円+5.5 万円 (国民年金の平均額) ×12 ÷ 346 万円



※加算合計には、看護体制加算Ⅱ (13 円/日)、夜間職員配置加算 (22 円/日)、日常生活継続支援加算 (36 円/日)、栄養マネジメント加算 (14 円/日) が含まれています。

※口腔衛生管理体制加算 (30 円/月)、口腔衛生管理加算 (90 円/月) は、1 ヶ月あたりの加算の為、1 ヶ月の利用料に直接含まれています。

※1 ヶ月あたりの利用料は 30 日で計算しています。(2 割負担の方は ×2 となります)

※処遇改善加算 (利用料+加算×8.3%) の費用は合計額に含まれていません。

①入院 (外泊) の際は上記の自己負担はかかりませんが、入院 (外泊) の翌日から 6 日間は、1 日 246 円の外泊加算が掛かります。(複数の月にまたがる場合は最大で 12 日間)

②新入所日及び 30 日以上入院をした後の退院日から 30 日間は、最大 1 日 30 円の初期加算が掛かります。

③褥瘡マネジメント加算、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合 3 月に 1 回を限度として 1 0 0 円/月 排せつ支援加算、排せつに介護を要する入所者であって適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減若しくは悪化の防止見込まれると医師と連携した看護師が判断したものに對し排せつに介護を要する原因を分析し計画に基づく支援を継続した場合 6 月以内期間に限り 1 0 0 円/月

④医師の指示書に基づく療養食を提供した場合は 6 円/1 日につき 3 回を限度に療養食加算が掛かります。

⑤他職種による食事の観察やカンファレンス等の取り組みのプロセス及び咀嚼能力等の口腔機能を踏まえた経口維持のための支援を行った場合、経口維持加算 (I) 400 円/月、経口維持 (II) 100 円/月が掛かります。

⑥若年性認知症入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合に加算されます。120 円/日

※上記①～⑥の加算は対象者のみ頂きますので加算合計には含まれていません。

特別養護老人ホーム王慈園料金表

多

床

室

(単位：円)

平成 30 年 4 月更新

○第 4 段階

第 1、2、3 段階以外の方 (1 割負担の方)

	介護保険 1 割負担		+	実費負担分		→	1 日の利用料	※30 日	※30 日 処遇改善加算
	利用料金	加算合計		食費	居住費			1 ヶ月の利用料	
要介護 1	557	85		1,500	840		2,982	89,580	1,609
要介護 2	625	85		1,500	840		3,050	91,620	1,778
要介護 3	695	85		1,500	840		3,120	93,720	1,952
要介護 4	763	85		1,500	840		3,188	95,760	2,121
要介護 5	829	85		1,500	840		3,254	97,740	2,286

○第 3 段階

世帯全員が市町村民税世帯非課税で利用者負担 1,2 段階以外の方

	介護保険 1 割負担		+	実費負担分		→	1 日の利用料	※30 日	※30 日 処遇改善加算
	利用料金	加算合計		食費	居住費			1 ヶ月の利用料	
要介護 1	557	85		650	370		1,662	49,980	1,609
要介護 2	625	85		650	370		1,730	52,020	1,778
要介護 3	695	85		650	370		1,800	54,120	1,952
要介護 4	763	85		650	370		1,868	56,160	2,121
要介護 5	829	85		650	370		1,934	58,140	2,286

○第 2 段階

世帯全員が市町村民税世帯非課税で合計所得金額と課税等年金収入合計が 80 万円以下の方

	介護保険 1 割負担		+	実費負担分		→	1 日の利用料	※30 日	※30 日 処遇改善加算
	利用料金	加算合計		食費	居住費			1 ヶ月の利用料	
要介護 1	557	85		390	370		1,402	42,180	1,609
要介護 2	625	85		390	370		1,470	44,220	1,778
要介護 3	695	85		390	370		1,540	46,320	1,952
要介護 4	763	85		390	370		1,608	48,360	2,121
要介護 5	829	85		390	370		1,674	50,340	2,286

○第 1 段階

世帯全員が市町村民税世帯非課税で老年福祉年金受給又は生活保護受給している方

	介護保険 1 割負担		+	実費負担分		→	1 日の利用料	※30 日	※30 日 処遇改善加算
	利用料金	加算合計		食費	居住費			1 ヶ月の利用料	
要介護 1	557	85		300	0		942	28,380	1,609
要介護 2	625	85		300	0		1,010	30,420	1,778
要介護 3	695	85		300	0		1,080	32,520	1,952
要介護 4	763	85		300	0		1,148	34,560	2,121
要介護 5	829	85		300	0		1,214	36,540	2,286

特別養護老人ホーム王慈園料金表

個

室

(単位：円)

平成 30 年 4 月更新

<2 割負担の方>

○従来型個室 (第 4 段階)

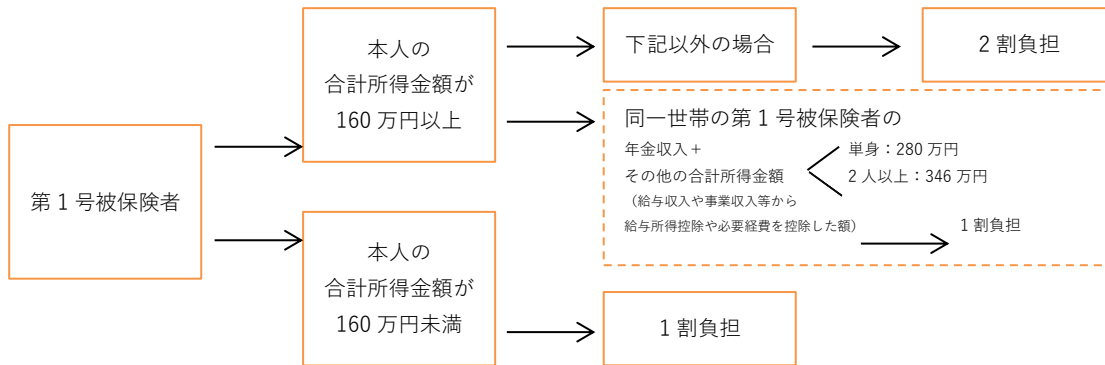
	介護保険 2 割負担		+	実費負担分		→	1 日の利用料	※30 日	
	利用料金	加算合計		食費	居住費			1 ヶ月の利用料	※30 日 処遇改善加算
要介護 1	1,114	170		1,500	1,150		3,934	118,260	3,217
要介護 2	1,250	170		1,500	1,150		4,070	122,340	3,556
要介護 3	1,390	170		1,500	1,150		4,210	125,640	3,904
要介護 4	1,526	170		1,500	1,150		4,346	130,620	4,243
要介護 5	1,658	170		1,500	1,150		4,478	134,580	4,572

介護保険の自己負担が 2 割となる「一定以上所得者」の判断基準として

- 介護保険の自己負担が 2 割となる一定以上所得者については、基本的に第 1 号被保険者である高齢者本人の **合計所得金額**(※1)により判定を行い、世帯の中でも基準以上 (160 万円以上 (※2) 年金収入に換算すると 280 万円以上) の所得を有する方のみ利用者負担を引き上げることとする。
- しかしながら、
 - ・その方の収入が給与収入、事業収入や不動産収入といった **年金収入以外の収入を中心とする場合には、実質的な所得が 280 万円に満たないケースがあること**
 - ・夫婦世帯の場合には、**配偶者の年金が低く、世帯としての負担能力が低いケースがあること**から、以下のようにその世帯の第 1 号被保険者の **年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で 280 万円、2 人以上世帯で 346 万円 (※3) 未満の場合は、1 割負担に戻すこととする。**

基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額

※3 280 万円 + 5.5 万円 (国民年金の平均額) × 12 = 346 万円



- ※加算合計には、看護体制加算 II (13 円/日)、夜間職員配置加算 (22 円/日)、日常生活継続支援加算 (36 円/日)、栄養マネジメント加算 (14 円/日) が含まれています。
- ※口腔衛生管理体制加算 (30 円/月)、口腔衛生管理加算 (90 円/月) は、1 ヶ月あたりの加算の為、1 ヶ月の利用料に直接含まれています。
- ※1 ヶ月あたりの利用料は 30 日で計算しています。(2 割負担の方は × 2 となります)
- ※処遇改善加算 (利用料 + 加算 × 8.3%) の費用は合計額に含まれていません。

- ①入院 (外泊) の際は上記の自己負担はかかりませんが、入院 (外泊) の翌日から 6 日間は、1 日 246 円の外泊加算が掛かります。(複数の月にまたがる場合は最大で 12 日間)
- ②新入所日及び 30 日以上入院をした後の退院日から 30 日間は、最大 1 日 30 円の初期加算が掛かります。
- ③褥瘡マネジメント加算、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合 3 月に 1 回を限度として 10 円/月 排せつ支援加算、排せつに介護を要する入所者であって適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減若しくは悪化の防止見込まれると医師と連携した看護師が判断したものに對し排せつに介護を要する原因を分析し計画に基づく支援を継続した場合 6 月以内期間に限り 100 円/月
- ④医師の指示案に基づく療養食を提供した場合は 6 円/1 日につき 3 回を限度に療養食加算が掛かります。
- ⑤他職種による食事の観察やカンファレンス等の取り組みのプロセス及び咀嚼能力等の口腔機能を踏まえた経口維持のための支援を行った場合、経口維持加算 (I) 400 円/月、経口維持 (II) 100 円/月が掛かります。
- ⑥若年性認知症入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合に加算されます。120 円/日
- ※上記①~⑥の加算は対象者のみ頂きますので加算合計には含まれていません。

特別養護老人ホーム王慈園料金表

個

室

(単位：円)

平成 30 年 4 月更新

○第 4 段階

第 1、2、3 段階以外の方 (1 割負担の方)

	介護保険 1 割負担		+	実費負担分		→	1 日の利用料	※30 日	※30 日 処遇改善加算
	利用料金	加算合計		食費	居住費			1 ヶ月の利用料	
要介護 1	557	85		1,500	1,150		3,292	98,880	1,609
要介護 2	625	85		1,500	1,150		3,360	100,920	1,778
要介護 3	695	85		1,500	1,150		3,430	103,020	1,952
要介護 4	763	85		1,500	1,150		3,498	105,060	2,121
要介護 5	829	85		1,500	1,150		3,564	107,040	2,286

○第 3 段階

世帯全員が市町村民税世帯非課税で利用者負担 1,2 段階以外の方

	介護保険 1 割負担		+	実費負担分		→	1 日の利用料	※30 日	※30 日 処遇改善加算
	利用料金	加算合計		食費	居住費			1 ヶ月の利用料	
要介護 1	557	85		650	820		2,112	63,480	1,609
要介護 2	625	85		650	820		2,180	65,520	1,778
要介護 3	695	85		650	820		2,250	67,620	1,952
要介護 4	763	85		650	820		2,318	69,660	2,121
要介護 5	829	85		650	820		2,384	71,640	2,286

○第 2 段階

世帯全員が市町村民税世帯非課税で合計所得金額と課税等年金収入合計が 80 万円以下の方

	介護保険 1 割負担		+	実費負担分		→	1 日の利用料	※30 日	※30 日 処遇改善加算
	利用料金	加算合計		食費	居住費			1 ヶ月の利用料	
要介護 1	557	85		390	420		1,452	43,680	1,609
要介護 2	625	85		390	420		1,520	45,720	1,778
要介護 3	695	85		390	420		1,590	47,820	1,952
要介護 4	763	85		390	420		1,658	49,860	2,121
要介護 5	829	85		390	420		1,724	51,840	2,286

○第 1 段階

世帯全員が市町村民税世帯非課税で老年福祉年金受給又は生活保護受給している方

	介護保険 1 割負担		+	実費負担分		→	1 日の利用料	※30 日	※30 日 処遇改善加算
	利用料金	加算合計		食費	居住費			1 ヶ月の利用料	
要介護 1	557	85		300	320		1,262	37,980	1,609
要介護 2	625	85		300	320		1,330	40,020	1,778
要介護 3	695	85		300	320		1,400	42,120	1,952
要介護 4	763	85		300	320		1,468	44,160	2,121
要介護 5	829	85		300	320		1,534	46,140	2,286

特別養護老人ホーム王慈園料金表

ユニット型

(単位：円)

平成 30 年 4 月更新

<2割負担の方>

○ユニット型個室 (第4段階)

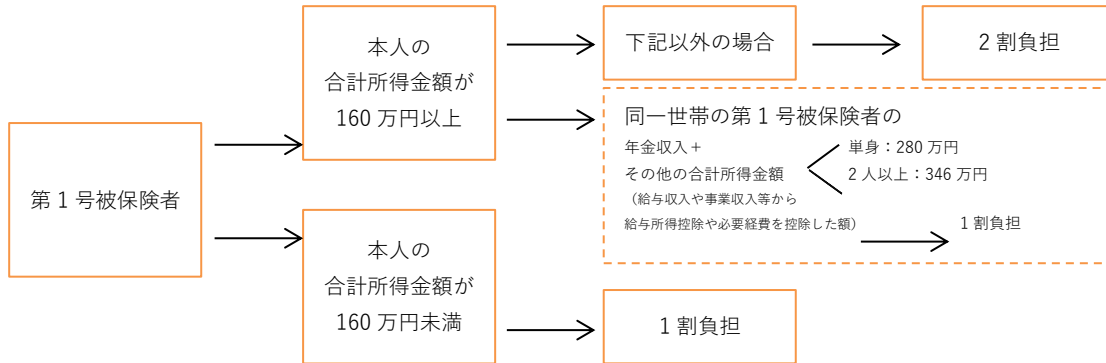
	介護保険 2割負担		+	実費負担分		→	1日の利用料	※30日	
	利用料金	加算合計		食費	居住費			1ヶ月の利用料	※30日 処遇改善加算
要介護1	1,460	172		1,500	1,970		5,102	153,300	4,083
要介護2	1,590	172		1,500	1,970		5,232	157,200	4,407
要介護3	1,732	172		1,500	1,970		5,374	161,460	4,761
要介護4	1,862	172		1,500	1,970		5,504	165,360	5,085
要介護5	1,990	172		1,500	1,970		5,632	169,200	5,403

介護保険の自己負担が2割となる「一定以上所得者」の判断基準として

- 介護保険の自己負担が2割となる一定以上所得者については、基本的に第1号被保険者である高齢者本人の合計所得金額(※1)により判定を行い、世帯の中でも基準以上(160万円以上(※2)年金収入に換算すると280万円以上)の所得を有する方のみ利用者負担を引き上げることとする。
- しかしながら、
- ・その方の収入が給与収入、事業収入や不動産収入といった年金収入以外の収入を中心とする場合には、実質的な所得が280万円に満たないケースがあること
 - ・夫婦世帯の場合には、配偶者の年金が低く、世帯としての負担能力が低いケースがあることから、以下のようにその世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円(※3)未満の場合は、1割負担に戻すこととする。

基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額

※3 280万円+5.5万円(国民年金の平均額)×12≒346万円



- ※加算合計には、看護体制加算Ⅱ(8円/日)、夜間職員配置加算(18円/日)、日常生活継続支援加算(46円/日)、栄養マネジメント加算(14円/日)が含まれています。
- ※口腔衛生管理体制加算(30円/月)、口腔衛生管理加算(90円/月)は、1ヶ月あたりの加算の為、1ヶ月の利用料に直接含まれています。
- ※1ヶ月あたりの利用料は30日で計算しています。(2割負担の方は×2となります)
- ※処遇改善加算(利用料+加算×8.3%)の費用は合計額に含まれていません。

- ①入院(外泊)の際は上記の自己負担はかかりませんが、入院(外泊)の翌日から6日間は、1日246円の外泊加算が掛かります。(複数の月にまたがる場合は最大で12日間)
- ②新入所日及び30日以上入院をした後の退院日から30日間は、最大1日30円の初期加算が掛かります。
- ③褥瘡マネジメント加算、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合3月に1回を限度として10円/月 排せつ支援加算、排せつに介護を要する入所者であって適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減若しくは悪化の防止見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断したものに對し排せつに介護を要する原因を分析し計画に基づく支援を継続した場合6月以内期間に限り 100円/月
- ④医師の指示に基づき療養食を提供した場合は6円/1日につき3回を限度に療養食加算が掛かります。
- ⑤他職種による食事の観察やカンファレンス等の取り組みのプロセス及び咀嚼能力等の口腔機能を踏まえた経口維持のための支援を行った場合、経口維持加算(I)400円/月、経口維持(II)100円/月が掛かります。
- ⑥若年性認知症入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合に加算されます。120円/日
- ※上記①～⑥の加算は対象者のみ頂きますので加算合計には含まれていません。

特別養護老人ホーム王慈園料金表

ユ ニ ツ ト 型

(単位：円)

平成 30 年 4 月更新

○第 4 段階

第 1、2、3 段階以外の方 (1 割負担の方)

	介護保険 1 割負担		+	実費負担分		→	1 日の利用料	※30 日		※30 日 処遇改善加算
	利用料金	加算合計		食費	居住費			1 ヶ月の利用料		
要介護 1	730	86		1,500	1,970		4,286	128,700	2,041	
要介護 2	795	86		1,500	1,970		4,351	130,650	2,203	
要介護 3	866	86		1,500	1,970		4,422	132,780	2,380	
要介護 4	931	86		1,500	1,970		4,487	134,730	2,542	
要介護 5	995	86		1,500	1,970		4,451	136,650	2,701	

○第 3 段階

世帯全員が市町村民税世帯非課税で利用者負担 1,2 段階以外の方

	介護保険 1 割負担		+	実費負担分		→	1 日の利用料	※30 日		※30 日 処遇改善加算
	利用料金	加算合計		食費	居住費			1 ヶ月の利用料		
要介護 1	730	86		650	1,310		2,776	83,400	2,041	
要介護 2	795	86		650	1,310		2,841	85,350	2,203	
要介護 3	866	86		650	1,310		2,912	87,480	2,380	
要介護 4	931	86		650	1,310		2,977	89,430	2,542	
要介護 5	995	86		650	1,310		3,041	91,350	2,701	

○第 2 段階

世帯全員が市町村民税世帯非課税で合計所得金額と課税等年金収入合計が 80 万円以下の方

	介護保険 1 割負担		+	実費負担分		→	1 日の利用料	※30 日		※30 日 処遇改善加算
	利用料金	加算合計		食費	居住費			1 ヶ月の利用料		
要介護 1	730	86		390	820		2,026	60,900	2,041	
要介護 2	795	86		390	820		2,091	62,850	2,203	
要介護 3	866	86		390	820		2,162	64,980	2,380	
要介護 4	931	86		390	820		2,227	66,930	2,542	
要介護 5	995	86		390	820		2,291	66,850	2,701	

○第 1 段階

世帯全員が市町村民税世帯非課税で老年福祉年金受給又は生活保護受給している方

	介護保険 1 割負担		+	実費負担分		→	1 日の利用料	※30 日		※30 日 処遇改善加算
	利用料金	加算合計		食費	居住費			1 ヶ月の利用料		
要介護 1	730	86		300	820		1,936	58,200	2,041	
要介護 2	795	86		300	820		2,001	60,150	2,203	
要介護 3	866	86		300	820		2,072	62,280	2,380	
要介護 4	931	86		300	820		2,137	64,230	2,542	
要介護 5	995	86		300	820		2,201	66,150	2,701	